

医推第1159号  
令和8年2月6日

県内産科施設の長 殿  
(分娩取扱施設を除く)

岡山県保健医療部医療推進課長

厚生労働省「地域連携周産期支援事業（産科施設）」に係る  
事業計画の提出について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く  
お礼申し上げます。

国の令和7年度補正予算により措置された「産科・小児科医療機関等に対する支援」について、厚生労働省医政局医療経理室から事業計画の提出依頼がありましたので、次のとおり御回答をお願いいたします。

記

## 1 事業の概要

妊婦健診等の産前・産後の診療を行い、近隣の分娩取扱施設との連携体制を構築している施設に対して、必要な施設整備、設備整備に係る費用を支援する。

### (1) 施設

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本体工事の契約を締結し、新築、増改築及び改修に着手しているもの。

#### ①対象経費

産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、診察室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

②基準額：1施設当たり 7,239千円

③補助率：2分の1

### (2) 設備

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、購入の契約を締結し、納品が完了されているもの。

#### ①対象経費

産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、医療機器購入費（超音波診断装置、診察台（内診台）、分娩監視装置）

②基準額：1施設当たり 4,630千円

③補助率：2分の1

## 2 補助対象

- ・令和7年度において、原則各妊婦に対して妊娠初期から中期以降までの妊婦健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること
- ・令和7年度において、分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること
- ・近隣の分娩取扱施設とオープンシステムまたはセミオープンシステムを構築していること
- ・各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること

※要件に当てはまらない場合は、補助金の交付対象外となります。

## 3 回答様式

本事業の活用の意向がある場合は、該当の様式を提出してください。

- ・地域連携周産期支援事業（産科施設：施設）
- ・地域連携周産期支援事業（産科施設：設備）

県ホームページに掲載していますので、該当の様式を御確認ください。

<https://www.pref.okayama.lg.jp/page/1019339.html>

## 4 提出方法

メールまたは郵送、FAX

[shoni-shusanki@pref.okayama.lg.jp](mailto:shoni-shusanki@pref.okayama.lg.jp)

※メールの件名は、「【施設名】地域連携周産期支援事業（産科施設）」としてください。

## 5 提出期限

令和8年2月24日（火）必着

## 6 留意事項

- ・事業の詳細は、国の実施要綱を御確認ください。
- ・本調査は、事前に所要額を把握し、今後の事業実施に向けた基礎資料として活用するものであり、現時点で貴施設への交付を確約するものではありませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・県において事業化した際は、交付要綱等を作成した上で、改めて御案内いたします。  
(事業の対象年度：令和7年度、交付年度：令和8年度)
- ・事業計画の提出がない場合は、交付対象外となりますので、御留意ください。また、活用要望のない場合は回答不要です

＜担当者＞

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県保健医療部医療推進課 山中

TEL：086-226-7084 FAX：086-224-2313